

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

群馬県人事委員会



群人委 第 208-1 号

令和 2 年 10 月 28 日

群馬県議会議長 萩 原 渉 様

群馬県知事 山 本 一 太 様

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、別紙第 2 のとおり勧告します。

はじめに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約された職員に対する代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について社会一般の情勢に適応するよう必要な措置を勧告し、職員の適正な処遇を確保することで、安定した労使関係の維持や、円滑で効率的な県行政の運営に寄与してきた。

本委員会は、地方公務員法に定める給与等の決定原則に基づき、職員及び県内民間事業の従事者の給与等、国や他の地方公共団体の状況、その他社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に検討を行った上で、職員の給与等について報告及び勧告を行うものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

目 次

	頁
別紙第1 報 告	
第1 職員の給与	1
1 職員給与の実態	1
2 民間給与の実態	1
3 職員給与と民間給与との比較	2
(1) 特別給	2
(2) 月例給	3
4 物価及び生計費	3
5 人事院の給与に関する勧告等	3
6 本年の給与改定	3
(1) 特別給	4
(2) 月例給	4
第2 職員の勤務条件等	5
1 意欲と能力のある人材の確保	5
2 能力及び実績に基づく人事管理の推進	6
3 定年の引上げ	7
4 勤務環境の整備	7
(1) 時間外勤務の縮減等	7
(2) 心の健康づくりの推進	8
(3) 仕事と家庭の両立支援の推進	8
(4) ハラスメント防止対策	9

別紙第2 勸告

- 1 群馬県職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校職員の
給与に関する条例の改正 …………… 1
- 2 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正 ……… 2
- 3 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正 ……… 2
- 4 改定の実施時期 …………… 2